

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

一
訪問介護

宮城県知事
村 井 嘉 浩

目次

ページ

告 示

○生活保護法による指定介護機関の指定

(社会福祉課)

一

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

五

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(三件)

(道路課)

五

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

一

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

一

選挙管理委員会

○宮城海区漁業調整委員会委員の解職請求に要する選挙権を有する者の総

数の三分の一の数について

二

○証票の無効について

二

雑 報

○仙台松島道路(第一期)工事の一部完了

二

告 示

○宮城県告示第六百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十四年八月七日

二 訪問看護			三 居宅療養管理指導			四 通所介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	
サポートセンターしおがま	塩釜市清水沢四丁目三十九番地五号	一般社団法人ヒューマンサポート	仙台市青葉区上杉一丁目十六番三十号	平成二十四年六月一日	介護老人保健施設ヒューマンシテイ松山	大崎市松山金谷字中田七十六番一	医療法人而成会	大崎市松山千石字広田三十五番地	平成二十四年六月十五日
ニチイケアセンター古川訪問看護	大崎市古川福沼一丁目十四番地三十五号	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	平成二十四年七月一日	桃豊インター歯科	石巻市桃生町城内字東嶺二〇六・一	西村秀一	石巻市桃生町中津山字八木百四十五・一	平成二十四年四月一日
ニチイケアセンター古川訪問看護	大崎市古川福沼一丁目十四番三十五号	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区丸の内一丁目九番一号	平成二十四年七月十八日	日本調剤佐沼薬局	登米市迫町佐沼字下田中三十九・一	日本調剤株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	平成二十四年七月一日
デイサービス希望の郷	登米市石越町南郷字高森二百三十二番地四	株式会社サイキ	登米市石越町南郷字高森二百三十二番地四	平成二十四年五月十六日	里たいわ	黒川郡大和町吉田字高田西三十四番地	社会福祉法人医療介護施設研究所	黒川郡大和町吉田字高田西三十四番地	平成二十四年五月二十八日
デイサービスあゆみ苑	塩釜市香津町十二番十七号	社会福祉法人あゆみ会	塩釜市花立町一番十六号	平成二十四年四月一日	茶話本舗デイサービス汐見台	宮城郡七ヶ浜町汐見台二丁目四番十八号	株式会社デイケア	石巻市蛇田字下中塚一番一号	平成二十四年六月一日
デイサービス希望の郷	登米市石越町南郷字高森二百三十二番地四	株式会社サイキ	登米市石越町南郷字高森二百三十二番地四	平成二十四年五月十六日	ペガサスデイサービス	石巻市南中里三丁目十六・二十七	有限会社ペガサス薬局	石巻市鑄銭場一・九	平成二十四年六月十五日
春園苑デイサービスセンター	気仙沼市本吉町津谷明戸三番地	社会福祉法人春園会	気仙沼市本吉町中島三百五十八番地三	平成二十四年六月一日	ペガサスデイサービス	塩釜市南中里三丁目十六・二十七	有限会社ペガサス薬局	石巻市鑄銭場一・九	平成二十四年六月十五日
春園苑デイサービスセンター	気仙沼市本吉町津谷明戸三番地	社会福祉法人春園会	気仙沼市本吉町中島三百五十八番地三	平成二十四年六月一日	ペガサスデイサービス	塩釜市香津町十二番十七号	社会福祉法人あゆみ会	塩釜市花立町一番十六号	平成二十四年四月一日
春園苑デイサービスセンター	気仙沼市本吉町津谷明戸三番地	社会福祉法人春園会	気仙沼市本吉町中島三百五十八番地三	平成二十四年六月一日	ペガサスデイサービス	塩釜市香津町十二番十七号	社会福祉法人あゆみ会	塩釜市花立町一番十六号	平成二十四年四月一日
春園苑デイサービスセンター	気仙沼市本吉町津谷明戸三番地	社会福祉法人春園会	気仙沼市本吉町中島三百五十八番地三	平成二十四年六月一日	ペガサスデイサービス	塩釜市香津町十二番十七号	社会福祉法人あゆみ会	塩釜市花立町一番十六号	平成二十四年四月一日

九 介護老人福祉施設		八 地域密着型介護老人福祉施設入所者介護		七 居宅介護支援事業		六 特定施設入居者生活介護		五 短期入所生活介護	
事業所の名称	事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
特別養護老人ホームみろく苑	登米市中田町上沼字新寺山下五十九・六	サテライトケアセンター第2仙塩 居宅介護支援事業所	仙台市泉区市名坂字南前五・三	ケアハウスいちいの風	仙台市泉区松森字下町八番地の一	デイサービスセンターまほろばの里 たいわ	黒川郡大和町吉田字高田西三十四番地	大清水デイサービス	栗原市高清水小山田十一番四
介護老人福祉施設	登米市中田町上沼字新寺山下五十九・六	サポートセンターふれ愛館	栗原市一迫真坂字荒町二十二・一	黒川郡富谷町富ヶ丘二丁目十番十五・一号	医療法人社団清山会	特別養護老人ホームみろく苑	登米市中田町上沼字新寺山下五十九・六	デイサービスセンター金成ボブラの家2号館	栗原市金成奉公田二・三
申請者の名称	社会福祉法人校友会	株式会社ふれ愛館		申請者の名称	合同会社地域ケア開発機構	申請者の名称	社会福祉法人医療介護施設 研究所	申請者の名称	合同会社金成ボブラの家
申請者の所在地	登米市中田町上沼字新寺山下五十九・六	申請者の所在地	仙台市泉区市名坂字南前五・三	申請者の所在地	仙台市泉区松森字下町八番地の一	申請者の所在地	黒川郡大和町吉田字高田西三十四番地	申請者の所在地	登米市南方町原五番地
指定年月日	平成二十四年六月十五日	指定年月日	平成二十四年五月十五日	指定年月日	平成二十四年五月十五日	指定年月日	平成二十四年五月二十八日	指定年月日	平成二十四年五月一日

特別養護老人ホームまほろばの里
たいわ

黒川郡大和町吉田字高田西三十四番地

社会福祉法人医療介護施設
研究所

黒川郡大和町吉田字高田西三十四番地

平成二十四年五月二十八日

十 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
サポートセンターしおがま	塩釜市清水沢四丁目三十九番地五号	一般社団法人ヒューマンサポート	仙台市青葉区上杉一丁目十六番三十号	平成二十四年六月一日

十一 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
リーベン介護センター	名取市高館吉田字東内館三十七番地の三	株式会社リーベン	名取市高館吉田字東内館三十七番地の三	平成二十四年四月一日
介護老人保健施設ヒューマンシテイ松山	大崎市松山金谷字中田七十六番一	医療法人而成会	大崎市松山千石字広田三十五番地	平成二十四年六月十五日
ニチイケアセンター古川訪問看護ステーション	大崎市古川福沼一丁目十四番地三十五号	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	平成二十四年七月一日

十二 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
日本調剤佐沼薬局	登米市迫町佐沼字下田中三十九一	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目九番一号	平成二十四年七月十八日
ニチイケアセンター古川訪問看護ステーション	大崎市古川福沼一丁目十四番地三十五号	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	平成二十四年七月一日

十三 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
春園苑デイサービスセンター	気仙沼市本吉町津谷明戸三番地	社会福祉法人春園会	気仙沼市本吉町中島三百五十八番地三	平成二十四年六月一日
デイサービス希望の郷	登米市石越町南郷字高森二百三十二番地四	株式会社サイキ	登米市石越町南郷字高森二百三十二番地四	平成二十四年五月十六日
大清水デイサービス	栗原市高清水小山田十一番四	合同会社サーパス	登米市南方町原五番地	平成二十四年三月一日
デイサービスセンター金成ボラの家2号館	栗原市金成奉公田二・三	合同会社金成ボラの家	栗原市金成中町百十五番地	平成二十四年五月一日

十四 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	特別養護老人ホームみろく苑	事業所の所在地	登米市中田町上沼字新寺山下五十九・六	申請者の名称	社会福祉法人桜友会	申請者の所在地	登米市中田町上沼字新寺山下五十九・六	指定年月日	平成二十四年六月十五日
--------	---------------	---------	--------------------	--------	-----------	---------	--------------------	-------	-------------

十五 介護予防特定施設入居者生活介護

事業所の名称	ケアハウスいちいの風	事業所の所在地	黒川郡富谷町富ヶ丘二丁目十番十五・一号	申請者の名称	医療法人社団清山会	申請者の所在地	仙台市泉区松森字下町八番地の一	指定年月日	平成二十四年五月十五日
--------	------------	---------	---------------------	--------	-----------	---------	-----------------	-------	-------------

十六 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	グループホームきすな	事業所の所在地	登米市豊里町新町十・四	申請者の名称	株式会社只野製作所	申請者の所在地	登米市豊里町新田町百九十三番地の四	指定年月日	平成二十四年五月十九日
--------	------------	---------	-------------	--------	-----------	---------	-------------------	-------	-------------

十七 介護予防支援

事業所の名称	石巻市北上地域包括支援センター	事業所の所在地	石巻市北上町十三浜字吉浜二百六十六番地	申請者の名称	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	申請者の所在地	石巻市中央一丁目四番二十号	指定年月日	平成二十四年四月一日
--------	-----------------	---------	---------------------	--------	------------------	---------	---------------	-------	------------

○宮城県告示第六百二十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	平成二十四年十月一日	実施区域	白石市全域	検査受付時間	午前十時から午後一時三十分まで	実施の場所	白石市役所正面駐車場
同日	十月二日	白石市全域	午後二時から午後三十分まで	白石市役所正面駐車場			

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）

十月三日	白石市全域	午前十時から午後二時三十分まで	白石市役所正面駐車場
------	-------	-----------------	------------

(単価契約) 千三百五十七トン

(二) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 百二十八トン

(三) 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 百六十二キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十五年三月二十九日まで

4 納入場所 宮城県仙台土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年九月六日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八三・〇八三六 仙台市宮城野区幸町四丁目一番一号

宮城県仙台土木事務所総務部経理班(担当 叶 由紀 電話〇二二・二九七・四二二)

2 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものことに作成すること。

3 入札説明書の交付期限

平成二十四年八月二十七日(月)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十四年八月二十四日(金)まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十四年九月七日(金)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

- (一) 日時 平成二十四年九月二十日(木)午後五時まで
- (二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十四年九月二十五日(火)とし、開札の時刻及び場所は1の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 1の1の(一)の購入物品 午前十時〇〇分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室
- (二) 1の1の(二)の購入物品 午前十時十分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室
- (三) 1の1の(三)の購入物品 午前十時二十分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者
- 2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十三年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は1の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、1の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (on a procurement contract Basis)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2013.

3 Place of Delivery : Within Sendai public works office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Tuesday, September 20, 2012, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Yuki Kano, Procurement Section, Sendai Public Works Office, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 4-1-2 saiwacho, miyagino-ku, Sendai, Miyagi, 983-0836 Japan. Tel.: 022-297-4112

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分)(単価契約) 千三百三十三トン

(二) 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分)(単価契

約) 六十五キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十五年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県北部土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)(が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)(である場合又は暴力団員が経

営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年九月十日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八九・六一一七 大崎市古川旭四丁目一番一号

宮城県北部土木事務所経理班(担当 小山 奈美 電話〇三二九・九一・〇七六七)

2 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

3 入札説明書の交付期限

平成二十四年八月二十七日(月)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十四年八月二十四日(金)まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十四年九月七日(金)

午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

- (一) 日時 平成二十四年九月二十日(木)午後五時まで
- (二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十四年九月二十七日(木)とし、開札の時刻及び場所は(一)に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の(一)の購入物品 午前十時〇〇分 宮城県大崎合同庁舎五階五〇四会議室
- (二) 一の(二)の購入物品 午前十時十分 宮城県大崎合同庁舎五階五〇四会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 一に定める資格を有しない者
- 2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (on a procurement contract Basis)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2013.

3 Place of Delivery : Within Hokkaido public works office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Tuesday, September 20, 2012, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Nami Oyama, Procurement Section, Hokkaido Public Works Office, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 4-1-1 asahi, funakawa, Osaka, Miyagi, 989-6117 Japan. Tel: 0229-91-0767

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen only

○政府調達に關する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準粒径 十トン車以下、宮城県東部土木事務所管内分)(単価契約) 六百三十トン

(二) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、平均粒径三ミリメートル、十トン車以下、宮城県東部土木事務所管内分)(単価契約) 五百三十トン

(三) 凍結防止剤(液状塩化カルシウム、八トン車以下、宮城県東部土木事務所管内分)(単価契約) 四千リットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十五年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県東部土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下

「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしているときと認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年九月六日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所 入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八六・〇八二二 石巻市東中里二丁目一番一 号

宮城県東部土木事務所経理班(担当 鈴木 梓 電話〇二二五・九四・八六九〇)

2 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

3 入札説明書の交付期限

平成二十四年八月二十七日(月)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、

平成二十四年八月二十四日(金)まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十四年九月七日(金)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開

札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

- (一) 日時 平成二十四年九月二十日(木)午後五時まで
- (二) 場所 1に同じ。
- (三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までには到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
- (四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- 6 開札の日時及び場所 開札の日時は平成二十四年九月二十七日(木)とし、開札の時刻及び場所は(一)の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。
 - (一) 1の(一)の購入物品 午後一時三十分 宮城県東部土木事務所一階大会議室
 - (二) 1の1の(二)の購入物品 午後一時四十五分 宮城県東部土木事務所一階大会議室
 - (三) 1の1の(三)の購入物品 午後二時〇〇分 宮城県東部土木事務所一階大会議室
- 四 入札に参加することができない者
 - 1 二に定める資格を有しない者
 - 2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
 - 五 その他
 - 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第二条の規定による。
 - 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
 - 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
 - 5 入札金額の記載方法
 - (一) 入札金額は(一)の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、(一)の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。
 - (二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。
 - 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (on a procurement contract Basis)
- 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2013.
- 3 Place of Delivery : Within Tobu public works office areas of jurisdiction.
- 4 Deadline for Bid : Tuesday, September 20, 2012, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Azusa Suzuki, Procurement Section, Tobu Public Works Office, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 2-1-1 higashinakasato, Ishinomaki, Miyagi, 986-0812 Japan. Tel.: 0225-94-8690
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
 巨理郡巨理町字館南五十二番五及び五十二番九
 並びに五十一番一及び五十二番二の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 仙台市宮城野区鉄砲町十八番地 スパシアス
 榴ヶ岡公園一F 株式会社ジェイ・トラスト

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十四年八月七日

宮城県教育委員会

委員長 勅使瓦 正 樹

一日 時 平成二十四年八月十日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 平成二十四年度政策評価・施策評価について

2 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

3 職員的人事について

4 平成二十五年度使用宮城県立中学校教科用図書の採択について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十五号

平成二十四年七月十九日現在における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による宮城海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

平成二十四年八月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三分の一の数 一、一〇一

○宮選管告示第九十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票

は、平成二十四年七月二十六日以降無効とする。

平成二十四年八月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

記

証票番号

第一号の〇〇三

雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。

平成二十四年八月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十二條第二項の規定により、仙台松島道路（第一期）工事の一部の完了について、次のとおり公告する。

平成二十四年八月七日

宮城県道路公社

理事長 千 葉 三 郎

一 路線名 県道仙台松島線

二 工事の区間 宮城郡利府町春日から宮城郡松島町根廻まで

三 工事の種類 改築

四 工事一部完了年月日 平成二十四年八月七日